

2018年8月30日

スターツ証券株式会社
代表取締役社長 坂内勇仁 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730

E-mail: info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体です。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定され、さらに2017年6月21日に特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第65条第1項）に認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体は、貴社の外国株式の国内店頭取引に関するホームページの記載に関し、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）に照らし疑義があると考えました。

そこで、貴社には、2017年12月1日付「お問い合わせ」をご送付いたしました。ご回答いただかず、2018年2月28日付「ご連絡」もご送付いたしましたが、やはり、本日までご回答いただいております。

検討した結果、当団体は、貴社ホームページの記載は、景品表示法に反し不当と思われる点があると判断いたしました。

よって、当団体は貴社に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）30条に基づき、下記のとおり申入れいたします。

本「申入書」に対する貴社のご回答を、2018年9月28日までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を望みます。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「申入書」の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本「申入書」以降の全ての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

1. 申入れの趣旨

貴社のホームページで表示されている、外国株式の国内店頭取引における手数料についての「国内店頭取引は、当社がおお客様の売買の相手方となり、当社が予め提示する価格と為替で取引を行います。」とする記載（以下「本件記載」といいます。なお、当団体の貴社ホームページの確認日は、2018年8月28日。）について、当該取引価格には、貴社の手数料相当額が具体的に何%含まれているかを顧客が認識できるように、別の表現に変更していただくよう求めます。

2. 申入れの理由

(1) 貴社ホームページ記載の問題点

景品表示法は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律です。金融商品取引も景品表示法の対象となり、外国株式の国内店頭取引における手数料に関する事項は、景品表示法30条1項2号の「商品又は役務の価格その他の取引条件」に該当します。

貴社のホームページにおける外国株式の国内店頭取引における手数料についての本件表示には、取引価格に、貴社の手数料相当額が含まれている点が明記されていないため、顧客は、その点を認識することができません。

さらに、貴社は、外国株式について、国内店頭取引のほかに、現地委託取引も行われているところ、貴社ホームページに掲載されている「手数料表【上場外国株式等】」によれば、上場外国株式の委託取引については、手数料を要することが明記されているものの、他方で、外国株式の国内店頭取引については、手数料に関する記載が一切されておられません。

これらの記載は、これを見た顧客に対し、貴社の外国株式の国内店頭取引については、その取引価格に貴社の手数料相当額が含まれていないとの印象を与えることとなります。

よって、貴社ホームページの本件記載は、外国株式の国内店頭取引の取引価格について、事業者の手数料相当額分の負担を避けたいと考える顧客に対し、

「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利」な表示をしているといえるため、景品表示法30条1項2号に該当します。

(2) 他社ホームページ記載との比較の観点

外国株式の国内店頭取引を取り扱う他社のホームページでは、2017年12月1日付「お問い合わせ」に記載したように、『国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い仕切価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い仕切価格との差がそれぞれ原則として2.75%(手数料相当額)となるように設定したものです。当該仕切価格には手数料相当額が含まれています。』と、取引価格に手数料相当額が含まれていることを具体的に記載している例が見られます。当該記載例においては、外国株式の国内店頭取引の取引価格には、事業者の手数料相当額が2.75%含まれていることを顧客が理解できるような記載となっています。

このように、同種の役務を提供する他社においては、外国株式の国内店頭取引の取引価格に事業者の手数料相当額が具体的に何%含まれているかも含めて顧客が認識できるようになっているところ、そのような記載を欠く本件表示は、顧客に対し、貴社と取引した場合には、他社に比し、事業者の手数料相当額の負担がかからないかのような印象を与えます。

これは、外国株式の国内店頭取引の取引価格について、事業者の手数料相当額の負担を避けたいと考える顧客に対し、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利」な表示をしているといえるため、景品表示法30条1項2号に該当します。

(3) 結論

よって、貴社ホームページにおける本件記載は、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若

しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法30条1項2号)に該当すると当団体は判断し、「申入れの趣旨」のとおり、本件記載について、別の表現に変更していただくよう求めます。

(4) 顧客本位の業務運営に関する原則に関連して

景品表示法の問題からは離れますが、金融庁より平成29年3月30日付「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されています。同原則4に

【手数料等の明確化】

金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

とあります。

貴社もホームページにおいて「顧客本位の業務運営のための基本方針」を公表されており¹、その中の「手数料の明確化」の項において「こうした手数料は、当該商品を販売する際にお渡しする契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書や、当社ホームページにてご確認いただけます。」とされています。

貴社ホームページにおける本件記載は、外国株式の国内店頭取引の取引価格について、手数料相当額が含まれていることを顧客が理解できるような情報提供がなされていないという意味において、上記金融庁の原則及び貴社の方針に照らしても、問題があると言わざるを得ません。

よって、景品表示法上の観点のみならず、顧客本位の業務運営という観点からも、上記記載は変更されるべきです。

以 上

¹ <https://www.starts-sc.com/privacy/detail12.html>